

# スチュワードシップ責任への取組み

(2019年度:2019年7月~2020年6月)

2020年9月



すてきな未来応援します

**フコク生命**

## 目次

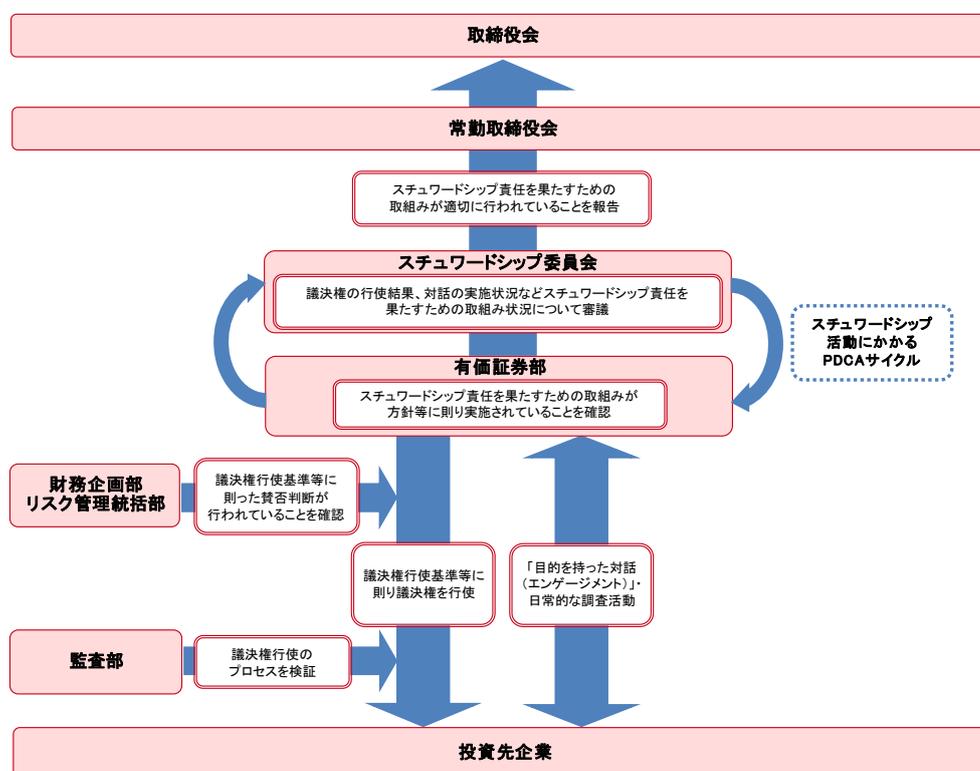
1. 活動体制	…1
2. 2019年度のスチュワードシップ活動状況	…3
(1) 対話の実施状況	…3
(2) 議決権の行使結果（一般勘定）	…4
(3) 議決権の行使結果（特別勘定）	…6
3. 日本版スチュワードシップ・コードの各原則の実施状況（2019年度）	…8
4. 2020年度のスチュワードシップ活動方針	…12

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れ、機関投資家として適切にスチュワードシップ責任を果たすため、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」、「スチュワードシップ責任を果たすに当たり管理すべき利益相反についての方針」等（※<sup>1</sup>）に則り取り組んでおります。

スチュワードシップ責任を果たすための取組み状況については「スチュワードシップ委員会」にて審議するとともに、活動全般にわたる議論を通じスチュワードシップ活動の実効性の更なる向上に努めております。

## 1. 活動体制

【当社のスチュワードシップ活動体制イメージ図（一般勘定）】



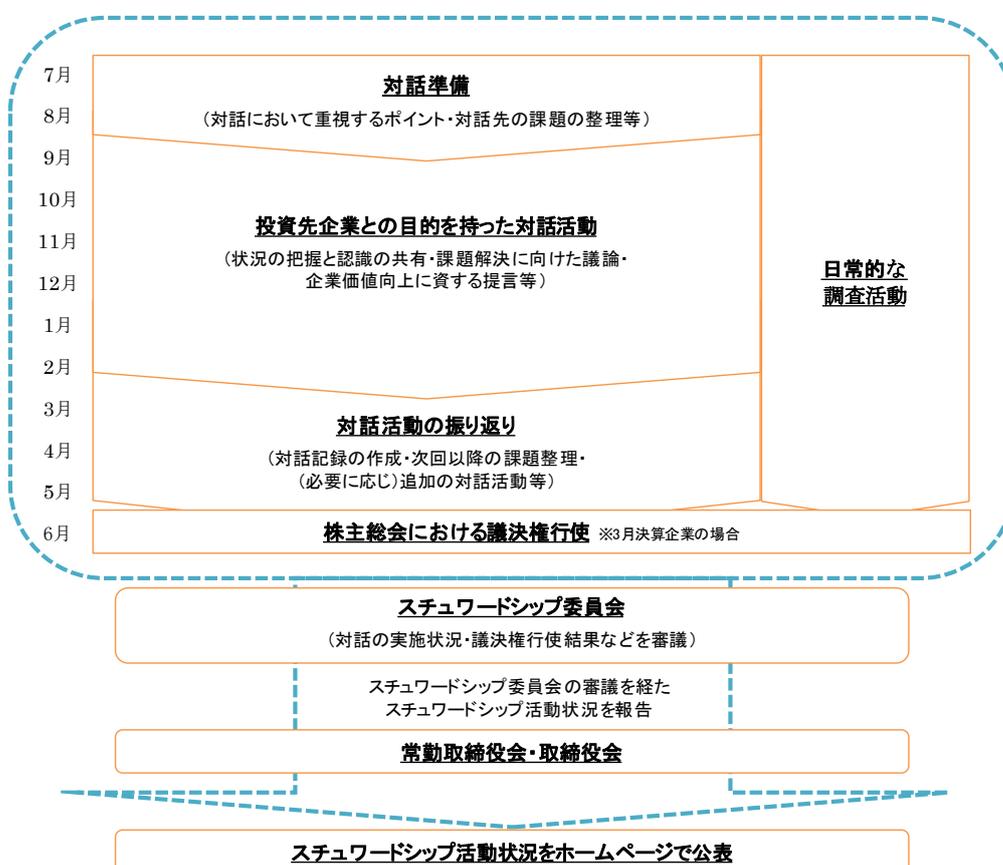
【「スチュワードシップ委員会」の概要】

構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>社外委員：上西郁夫：委員長（独立行政法人都市再生機構（UR）前理事長） 花崎正晴（埼玉学園大学経済経営学部教授）</li> <li>社内委員：コンプライアンス統括部長（利益相反管理統括者）、 リスク管理統括部長、総合企画室長、有価証券部長、財務企画部長</li> </ul>
----	--

※<sup>1</sup> 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」等については当社ホームページ  
スチュワードシップ活動 (<https://www.fukoku-life.co.jp/about/activity/stewardship/index.html>)  
をご覧ください。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長は社外委員の中から選定</li> </ul>
審議事項	以下の事項を審議する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議決権行使のうち重要議案の賛否判断に関する事項</li> <li>・ 投資先企業との対話の実施状況</li> <li>・ スチュワードシップ活動における利益相反防止態勢に関する事項</li> <li>・ スチュワードシップ活動に関する社内規程等の改正案に関する事項</li> <li>・ その他、スチュワードシップ活動に関する事項</li> </ul>
開催	原則年4回

### 【スチュワードシップ活動の年間スケジュール】



特別勘定においては、日本版スチュワードシップ・コードへの対応も参考に投資顧問会社を選定しており、年金資産の運用については富国生命投資顧問(株)の投資助言を受けております。

## 2. 2019年度（2019年7月～2020年6月）のステュワードシップ活動状況

### (1) 対話の実施状況

「ステュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、投資先企業との対話を実施しました。一般勘定において、投資残高や株主順位等を勘案し抽出した投資先企業50社を訪問し、中長期的視点から状況の把握と認識の共有を図るとともに、企業価値向上に資するべく提言を行いました。

2019年度は、以下の3点を新しい取組みとして、ステュワードシップ活動に取り入れました。

- ・ 訪問企業ごとに企業価値向上のための課題を抽出し、資料を作成したうえでの具体的な提案
- ・ 訪問企業全社を対象とした訪問後のフィードバック取材
- ・ アフターミーティングによる次年度以降の対話の実効性およびエンゲージメント能力の向上に資する課題深掘り

### ①対話のテーマ

訪問企業ごとに「企業価値向上につながる提案」をテーマに対話を実施しました。主な提案内容は以下の通りです。

- ・ M&A・提携戦略
- ・ 不採算事業からの撤退
- ・ 海外戦略
- ・ 親子上場の解消
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大を受けた従業員の安全性確保
- ・ 資本コストの低減
- ・ 非上場化
- ・ 新商品提案 など

### ②対話相手の属性

社長	21名
取締役・執行役員 (経営メンバー)	14名
I R・広報・財務・総務等	15名

### ③エンゲージメントにより企業の取組みに変化が見られた事例

- A社の社長との対話において、統合報告書で同社の強みである技術力を図表で解説す

ることを提案したところ、統合報告書に盛り込まれており、また、統合報告書の章立てについての提案もしたところ、「検討する」との回答がありました。

- B社の経営層とのこれまでの対話においてIRの充実を要請してきたところ、アニュアルレポートなど公表資料の充実が図られました。
- C社の社長及びIR担当役員との対話において、統合報告書の内容について提案したところ、他の経営課題についても相談したいとの連絡がありました。

このほか、当社が主要株主となっている投資先において、より真剣な対応を検討するケースが増えております。具体的には、コーポレートガバナンス、配当政策等の資本政策、事業ポートフォリオの整理、ディスクロージャー資料における開示内容などです。

また、投資先企業の社長との対話が増加しており、全取締役が参加しての対話となった投資先企業もありました。

#### ④訪問後のフィードバック取材で寄せられた主な意見

- 資料持参のミーティングはあまり例がなく感心した
- 資料があることでより深い議論となった
- これまで以上に厳しい提言内容であり、経営層で共有する
- 提案事項については担当部署に伝える
- 利益向上につながる提案をしてほしい など

## (2) 議決権の行使結果（一般勘定）

2019年度（2019年7月～2020年6月）に株主総会を開催した企業に対する議決権行使結果は、以下の通りです。（2020年7～9月に開催された2020年3月期決算企業（3社）の株主総会を含めた集計です。）

### ①会社提出議案に対する賛成・反対・棄権の議案件数

議案の種類	議決権行使議案件数			
	賛成	反対	棄権	
取締役会・取締役	395	395	0	0
監査役会・監査役	222	222	0	0
役員報酬	79	79	0	0
退職慰労金贈呈	51	50	1	0
剰余金処分	269	268	1	0
役職員のインセンティブ向上	46	46	0	0
買収防衛策	11	6	5	0
定款変更	64	64	0	0
その他	94	94	0	0
合計	1,231	1,224	7	0

②株主提出議案に対する賛成・反対・棄権の議案件数

議案の種類	議決権行使議案件数		
	賛成	反対	棄権
合計	77	2	75

③議決権行使結果の概況

382社、1,308件の議案について審議を行いました。会社提出議案では、1,224議案に賛成、7議案に反対し、棄権はありませんでした。株主提出議案では2議案に賛成、75議案に反対しました。

なお、特別勘定を含めた総計では、3,354件の会社提出議案を審議し、3,315議案に賛成、39議案に反対しました。

a) 会社提出議案に反対した事例

議案の種類	反対した事例	内容
剰余金処分	配当性向が低位にとどまる企業の剰余金処分	本業は好調であり、増配は可能であると考えられることから、反対としました。
買収防衛策	長期的な株主価値の向上に寄与するとはいえない買収防衛策の更新	買収防衛策導入・更新は原則反対としているなか、発動要件や株主への意思確認による経営者の恣意性の排除が不十分であることから、反対としました。
	合理的な説明がなされていない買収防衛策の更新	買収防衛策導入・更新は原則反対としているなか、買収防衛策を更新することについて、合理的な説明がなされていないことから、反対としました。
退職慰労金贈呈	配当余力を有しているにも関わらず無配である企業の退職慰労金贈呈	最終損益黒字で利益剰余金が十分であるにも関わらず、無配を続けており、無配と退職慰労金支払について整合性がとれないため、反対としました。

b) 株主提出議案に賛成した事例

議案の種類	賛成した事例	内容
定款変更	剰余金の配当等の決定機関	株主還元の拡充などの資本政策について、取締役会だけではなく株主の意見を取り入れることが可能となることは合理的であるため、賛成としました。
買収防衛策	合理的な説明がなされていない買収防衛策の廃止	合理的な説明が得られない買収防衛策の廃止を提案する議案であるため、賛成としました。

c) 個別精査の結果、賛成とした事例

議案の種類	賛成した事例	内容
取締役会・取締役	買収防衛策を更新した企業の取締役選任	買収防衛策を取締役会決議で更新しているものの、社外取締役のみで更新の要否を審議しており、客観性が十分に確保されていることから、賛成としました。
	収益が低迷している企業の取締役選任	今後の増収増益や、自社株買いによる資本効率の改善が十分に見込まれることから、賛成としました。
監査役会・監査役	不適切行為が発覚した企業の監査役選任	不適切行為に係る課徴金による業績への影響はあるものの株主還元姿勢に変化はなく、再発防止に努めていることなどから、賛成としました。
剰余金処分	配当性向が低位にとどまる企業の剰余金処分	決算時に配当性向の水準を中期的に切り上げていく方針が打ち出されたことや、株主還元の姿勢に変化がみられることから、賛成としました。
買収防衛策	買収防衛策の更新	前回の買収防衛策更新時に比べてガバナンスが改善しており、かつ詳細な説明が得られたため、賛成としました。

上記のうち、外観的に利益相反が疑われる当社の株主順位や投資規模から機関投資家としての説明責任がより強く求められる重要性の高い投資先企業に係る議案及び、反対した会社提出議案や賛成した株主提出議案、並びに個別精査を経て賛成とした会社提出議案等、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される議案に係る個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使結果並びに賛否理由は、[議決権行使結果（一般勘定）](#)をご覧ください。

(3) 議決権の行使結果（特別勘定）

2019年度（2019年7月～2020年6月）に株主総会を開催した企業に対する議決権行使結果は、以下の通りです。（2020年7～9月に開催された2020年3月期決算企業（9社）の株主総会を含めた集計です。）

①会社提出議案に対する賛成・反対・棄権の議案件数

議案の種類	議決権行使議案件数			
	賛成	反対	棄権	
取締役会・取締役	774	760	14	0
監査役会・監査役	431	428	3	0
役員報酬	145	144	1	0
退職慰労金贈呈	17	11	6	0
剰余金処分	441	439	2	0
役職員のインセンティブ向上	113	108	5	0
買収防衛策	22	22	0	0
定款変更	140	140	0	0
その他	40	39	1	0
合計	2,123	2,091	32	0

②株主提出議案に対する賛成・反対・棄権の議案件数

議案の種類	議決権行使議案件数		
	賛成	反対	棄権
合計	120	119	0

③議決権行使結果の概況

650社、2,243件の議案について審議を行いました。会社提出議案では、2,091議案に賛成、32議案に反対しました。また、株主提出議案では、1議案に賛成、119議案に反対しました。

a) 会社提出議案に反対した事例

議案の種類	反対した事例	内容
取締役会・取締役	不祥事により株主利益を毀損したと判断される企業の取締役の選任	不祥事への組織的な対応に問題があったと判断して反対しました。
	独立性の観点から問題ありと判断される社外取締役の選任	候補者が、当該企業から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ている場合など、独立役員として独立性の観点から問題があると判断し反対しました。
退職慰労金贈呈	社外取締役、監査役の牽制機能が弱まる可能性のある退職慰労金の贈呈	社外取締役、監査役への退職慰労金の贈呈は牽制機能が弱まる可能性があるとして判断して反対しました。
役職員のインセンティブ向上	社外取締役の牽制機能が弱まる可能性がある業績連動型の報酬制度の導入	業績連動型報酬やストックオプションの付与対象者に社外取締役が含まれ、社外取締役の牽制機能が弱まる可能性があるとして判断して反対しました。

b) 株主提出議案に賛成した事例

議案の種類	賛成した事例	内容
取締役会・取締役	不祥事により株主利益を毀損したと判断される企業の取締役の解任	不祥事への組織的な対応に問題があったと判断して取締役の解任の株主提案に賛成しました。

個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使結果並びに賛否理由は、[議決権行使結果\(特別勘定\)](#)をご覧ください。

### 3. 日本版ステュワードシップ・コードの各原則の実施状況

(2019年度：2019年7月～2020年6月)

原則1	機関投資家は、ステュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
-----	---

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版ステュワードシップ・コード》を受け入れ、適切にステュワードシップ責任を果たすため、「ステュワードシップ責任を果たすための方針」を定め、ホームページ等で公表しております。国内株式の運用を委託している外部の運用機関に対しては、ステュワードシップ活動の実施を求めるとともに、その実施状況をモニタリングしております。

原則2	機関投資家は、ステュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
-----	--

当社は、「利益相反管理のための基本方針」を定め、利益相反のおそれのある取引を類型化して管理しております。ステュワードシップ活動については、より厳格な利益相反管理が必要との認識のもと「ステュワードシップ責任を果たすに当たり管理すべき利益相反についての方針」を別途定め、ホームページ等で公表しております。議決権の行使については、「ステュワードシップ委員会」※が利益相反防止の観点からモニタリングを行うほか、ステュワードシップ活動に関する社内規程等の改正案について審議を行う体制としております。2019年度のステュワードシップ責任を果たすための取組み状況については、2020年7月と9月に開催の当委員会にて審議し、その審議内容については取締役会に報告しております。

原則3	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてステュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
-----	---

当社は、継続的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、投資先企業の状況を的確に把握するよう努めております。

原則4	機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
-----	---

当社は、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことによって、ご契約者からお預かりした大切な資金の中長期的な投資リターンの拡大を図るべく、投資先企業やその

事業環境等に関する深い理解のほかサステナビリティ（ESG 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めております。「目的を持った対話」において重視するポイントについては「スチュワードシップ委員会」における意見交換を通じ適宜見直しを行うとともに、対話の実施状況はホームページ等で公表しております。なお、投資先企業との対話において未公表の重要事実の受領は企図しておりませんが、万が一受領した場合は社内規程に基づく適切な管理を行います。2019 年度において未公表の重要事実の受領はありませんでした。

原則 5

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は、議決権行使が形式的なものとならないよう、当社の議決権行使に関する考え方や賛否判断プロセス等を「議決権行使についての方針」として定め、ホームページ等で公表しております。個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果並びにその賛否理由を個別開示することは、可視性を高める観点から意義があると考えており、下記イ)、ロ)及びハ)に係る議決権の行使結果について議案の主な種類ごとに整理・集計することに加え、個別の投資先企業及び議案ごとにホームページ等で公表しております。また、会社提出議案への反対議案及び棄権議案の事例についてもホームページ等で公表しております。

イ) 特別勘定における投資先企業に係る全ての議案

ロ) 一般勘定における投資先企業のうち、当社の株主順位や投資規模から機関投資家としての説明責任がより強く求められる重要性の高い投資先企業に係る全ての議案

ハ) 上記ロ)以外の一般勘定における投資先企業に係る議案のうち、投資先企業との建設的な対話に資する観点から重要と判断される全ての議案

ただし、上記ロ)及びハ)以外の一般勘定における投資先企業に係る議決権の行使結果については、次の理由から個別開示を見送り、議案の主な種類ごとに整理・集計してホームページ等で公表しております。

一般勘定においては、生命保険契約の長期性に基づき、より長期的な観点での投資スタンスが求められる資金特性を踏まえ、企業分析を中心としたボトムアップアプローチでの銘柄選択によりポートフォリオを構築しており、議決権の行使に際しても、投資先企業と長期的な観点からの対話を積み重ねた上で株主として必要な意思表示を行っております。個別の投資先企業及び議案ごとに議決権の行使結果を個別開示することは、当社の株式投資に係るノウハウそのものの公表であり、投資リターンの優位性が失われ、ご契約者の利益を損なう懸念があることから個別開示は見送っております。

原則 6	機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
------	--

当社は、議決権行使結果も含め、スチュワードシップ責任への取組み内容を定期的にホームページ等で公表しております。

原則 7	機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
------	---

当社は、投資先企業との対話にあたっては、詳細な産業分析や競合分析に加え、ESG やSDGs といった非財務情報を活用し、当該企業やその事業環境等に関する深い理解に基づいた経営課題を事前に抽出し、投資先企業にとっても価値のある対話となるよう努めております。また、対話の実効性をさらに高めるべく、訪問企業全社を対象に、当社の対話活動に関するヒアリングを実施しております。加えて、外部運用機関とのスチュワードシップ活動に関する意見交換といった研鑽の場の充実や、生命保険協会のスチュワードシップ活動ワーキング・グループへの参加等により、一人ひとりのエンゲージメント能力の向上を図っております。

こうしたスチュワードシップ活動については、「スチュワードシップ委員会」にて審議し社外委員から活動全般にわたる意見を得ること等を通じ、実効性の更なる向上を目指してまいります。

なお、スチュワードシップ責任を果たすための取組みについては、以下の方針等に則り適切に実施されていることを定期的に確認し、取締役会に報告しております。

- ・「スチュワードシップ責任を果たすための方針」
- ・「スチュワードシップ責任を果たすに当たり管理すべき利益相反についての方針」
- ・「議決権行使についての方針」及び「議決権行使基準」

※「スチュワードシップ委員会」の概要

構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社外委員：上西郁夫：委員長（独立行政法人都市再生機構（UR）前理事長） 花崎正晴（埼玉学園大学経済経営学部教授）</li> <li>・ 社内委員：コンプライアンス統括部長（利益相反管理統括者）、 リスク管理統括部長、総合企画室長、有価証券部長、財務企画部長</li> <li>・ 委員長は社外委員の中から選定</li> </ul>
審議事項	<p>以下の事項を審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議決権行使のうち重要議案の賛否判断に関する事項</li> </ul>



#### 4. 2020年度（2020年7月～2021年6月）のステュワードシップ活動方針

2019年度は投資先企業それぞれの課題を深掘りし、対話を行いました。これらの課題は単年度で解決するものではないため、2020年度は進捗状況等についてフォローアップを行います。加えて、新型コロナウイルス感染拡大により各企業の経営環境は大きな影響を受けていることから、対話にあたってはこうした影響を投資先企業ごとに具体的に分析したうえで、企業価値の向上につながる施策をサポートすべく、中長期の機関投資家としての提案や提言をもとに対話を行う予定です。また、中長期的な株主価値の拡大においてサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）に関する課題の考慮の重要性が増しているなか、SDGs等の意義や先進企業の取り組みなどを紹介し対話を行うほか、取り組みが十分ではない企業にはサステナビリティに関する課題に重点を置いた対話を行うなど、ESG要素をこれまで以上に対話に盛り込んでまいります。

訪問対象については前年度と同様50社とする予定です。一般勘定において、投資残高や株主順位等を勘案して抽出した企業のほか、資本効率改善の余地があると見込まれる企業を訪問し、中長期的な視点から状況の把握と認識の共有を図るとともに、企業価値向上につながる提案及び提言を行ってまいります。また、対話の実効性をさらに高めるべく、訪問企業全社を対象に、当社の対話活動に関するフィードバック取材を今後も実施してまいります。対話活動に関するPDCAを継続しつつ、外部運用機関のESG調査チームとの協働エンゲージメントにより知見を高めるなど、引き続きステュワードシップ活動を担う人材一人ひとりの投資先企業に対する分析力や、対話及び提言に係るスキルなどエンゲージメント能力全般の底上げを図ります。

こうした活動を通じて投資先企業とのウィン・ウィンの関係を構築し、投資先企業から頼られる機関投資家になるよう努めてまいります。

以上